

●香川県告示第125号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成28年3月25日から10年間閲覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成28年3月24日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

第1-2-1工区

高松市香西北町747番32から747番31を経て747番8に至る間の地先公有水面

第1-2-2工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

第2-2-1工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

第2-2-2工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

(2) 区域

第1-2-1工区

次の各地点のうち、42の地点から16の地点までを順次結んだ線及び42の地点と16の地点を結んだ線により囲まれた区域

42の地点	芝山四等三角点（北緯34度21分10.2062秒、東経133度59分52.5292秒）（以下「基点」という。）から353度03分31秒、601.197メートルの地点
43の地点	42の地点から105度30分45秒、15.587メートルの地点
40の地点	43の地点から95度00分41秒、140.263メートルの地点
39の地点	40の地点から52度30分06秒、44.590メートルの地点
38の地点	39の地点から10度00分04秒、207.538メートルの地点
16の地点	38の地点から305度00分33秒、238.423メートルの地点

第1-2-2工区

次の各地点のうち、41の地点から43の地点までを順次結んだ線及び41の地点と43の地点を結んだ線により囲まれた区域

41の地点	基点から353度00分08秒、598.418メートルの地点
42の地点	41の地点から5度00分29秒、2.840メートルの地点
43の地点	42の地点から105度30分45秒、15.587メートルの地点

第2-2-1工区

次の各地点のうち、42の地点から16の地点までを順次結んだ線及び42の地点と16の地点を結んだ線により囲まれた区域

42の地点	基点から353度03分31秒、601.197メートルの地点
46の地点	42の地点から294度22分09秒、27.698メートルの地点
45の地点	46の地点から300度03分12秒、429.595メートルの地点
8の地点	45の地点から5度00分03秒、264.387メートルの地点
9の地点	8の地点から66度32分52秒、139.890メートルの地点
16の地点	9の地点から125度00分38秒、337.677メートルの地点

第2-2-2工区

次の各地点のうち、42の地点から41の地点までを順次結んだ線及び41の地点と42の地点を結んだ線により囲まれた区域

42の地点	基点から353度03分31秒、601.197メートルの地点
46の地点	42の地点から294度22分09秒、27.698メートルの地点
45の地点	46の地点から300度03分12秒、429.595メートルの地点
44の地点	45の地点から185度02分24秒、13.238メートルの地点
47の地点	44の地点から120度03分13秒、425.079メートルの地点
48の地点	47の地点から153度45分24秒、33.284メートルの地点
41の地点	48の地点から30度02分25秒、30.638メートルの地点

(3) 面積

第1-2-1工区 58,564.54平方メートル

第1-2-2工区 19.51平方メートル

第2-2-1工区 153,092.06平方メートル

第2-2-2工区 5,634.82平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成6年9月5日

(2) 免許番号

5港A第67号